

令和八年
一月

大分県報目録

（第六六九号から第六七六号まで）

番号	件名	発行日	県報番号		
○教育委規則					
一	大分県立図書館利用規則の一部改正	二〇	六七三		
○人事委規則					
一	職員の給与の支給等に関する規則の一部改正	一六	六七二		
○公安委規則					
一	交番等の設置に関する規則の一部改正	二〇	六七三		
○告示					
一	急傾斜地崩壊危険区域の指定	六	六六九		
二	〃	〃	〃		
三	大分都市計画公園の変更案の縦覧	〃	〃		
四	家畜等の移動の禁止又は制限	〃	号外（二）		
五 土地改良事業計画変更認可申請適当の決定及び縦覧				九	六七〇
六 青少年に有害な興行の指定				一三	六七一
七 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）				〃	〃
八 地籍調査の成果の認証				〃	〃
九 指定予定保安林				〃	〃
一〇 土地収用法による収用又は使用の手続の開始				〃	〃
一一 道路の供用開始				〃	〃
一二 家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示の全部改正				〃	号外（二）
一三 身体障害者福祉法による医師の指定				一六	六七二
一四					
～ 知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（三件）				〃	〃
一六					
一七 土地改良事業計画の変更認可				〃	〃
一八 解除予定保安林				〃	〃
一九					
～ 林業種苗法による生産事業者の登録（八件）				〃	〃
二六					

二七	道路区域の変更	〃	〃
二八	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
二九	知事が所管する公の施設の指定管理者の指定	〃	号外（三）
三〇	生活保護法等による医療機関の指定	二一〇	六七三
三一	道路区域の変更	〃	〃
三二	洪水浸水想定区域等の公表	〃	〃
三三	地籍調査の成果の認証	二二三	六七四
三四	指定漁船調査の縦覧	〃	〃
三五	道路の供用開始	〃	〃
三六	〃	〃	〃
三七	急傾斜地崩壊危険区域の指定	〃	〃
三八	都市計画事業の事業計画の変更認可	〃	〃
三九	指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更	〃	号外（四）
四〇	家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示の廃止	〃	〃
四一	〃	〃	〃
～	土地改良法による換地処分（三件）	二二七	六七五
四三	〃	〃	〃
四四	〃	〃	〃
～	指定予定保安林（七件）	〃	〃
五〇	〃	〃	〃

五一	大分都市計画道路及び三重都市計画道路の決定等に関する公聴会の開催	〃	〃
五二	青少年に有害な興行の指定	三〇	六七六
五三	指定漁船調査の縦覧	〃	〃
五四	道路区域の変更	〃	〃
五五	道路の供用開始	〃	〃
五六	指定納付受託者の指定	〃	〃
○選 管 委 告 示			
一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	二三	六七四
二	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日	〃	号外（五）
三	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等	〃	〃
四	衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	二七	号外（六）
五	衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	〃	〃
六	最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式	〃	〃

七	衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	〃	〃
八	衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	〃	〃
九	衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式	〃	〃
一〇	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	〃	〃
一一	衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	〃	〃
一二	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	〃	〃
一三	衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	〃	〃
一四	衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことの決定	〃	〃
一五	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	〃	〃
一六	衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	〃	〃
一七	衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
一八	衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定	〃	〃
一九	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	〃	〃
二〇	最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任	〃	〃
二一	最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時	〃	〃
二二	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
二三	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
二四	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び放送回数	〃	〃
二五	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
二六	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	〃	号外（七）
二七	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	〃	〃
二八	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時	〃	号外（八）
二九	病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正	〃	号外（九）
	○選挙長告示		

一 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時 二七 号外（七）

一 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時 ” ”

一 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時 ” ”

二 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時 ” ”

二 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時 ” ”

二 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時 ” ”

三 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出 ” 号外（八）

三 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出 ” ”

三 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出 ” ”

○選挙分会長告示

一 衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時 二七 号外（七）

○議会訓令

一 大分県議会事務局規程の一部改正 三〇 六七六

○公告

開発行為の完了 六 六六九

都市計画事業の事業計画の変更 一六 六七二

大分県行政書士試験の合格者 二八 号外（二〇）